

消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

1 趣旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令という。」）第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準に定めるところによるものとする。

2 精神病院等に対する特例

精神病院等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

(1) 消火器具

消火器具は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のもを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

(2) 屋内消火栓設備

ア 政令第11条第3項第1項に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。

イ 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3項口の規定にかかわらず、設けないことができる。

(3) スプリンクラー設備

ア スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のもをすることができる。

イ スプリンクラーヘッドには、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

ウ スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

(4) 自動火災報知設備

ア 感知器は、いたずら防止のために天井面に火災の感知に支障のないように埋設し、又は感知器の下方に防護具を設けることができる。

イ 地区音響装置は、規則第24条第5号口の規定にかかわらず、手動操作により鳴動させることができる。

(5) 避難器具

次のア及びイに該当する場合は、政令第25条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができる。

ア 避難に際して二方向避難経路が確保されていること。

イ スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、政令第12条及び第21条に定める技術上の基準（前3及び4の特例を含む。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(6) 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

3 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次の(1)から(7)までのいずれかに該当するものについては、政令第11条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第26条第1項、第28条の2第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、誘導灯、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- (1) 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物件のみを収容するもの。
- (2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの。
- (3) 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの。
- (4) 抄紙工場の抄紙作業場、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業場等
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの
- (6) 室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの
- (7) 金庫室等でその開口部に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの。

4 電気設備が設置されている部分に対する特例

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、当該電気設備（ケーブルが多条布設されるものにあつては、延焼防止上有効な措置を施したものに限る。）

が設置されている部分（警備員等が常駐するものに限る。）に設置する不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備特殊を規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとするができる。

- (1) 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- (2) 密閉方式のOF（OIL FILLED）ケーブル油槽
- (3) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
- (4) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備
- (5) 発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類（自己消火性のものを除く。）を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

5 鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとすることができる。

6 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物（催事を目的とするものを除く。）で消火器及び非常警報器具又は非常警報設備を設け、かつ頻繁に巡回する等容易に火災を感知できる措置をしたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

7 プラットホーム、コンコース等に対する特例

- (1) 両側開放のプラットホームに、政令第11条に定める屋内消火栓設備を設置した場合で、当該部分の事務所、倉庫、店舗等に有効に放水できるものについては、政令第11条第3項第1号イの規定は適用しないことができるものとする。
- (2) 主要構造部を耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を政令第11条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合は、政令第28条の2第1項の規定に

かかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

8 屋内消火栓設備に対する特例

- (1) 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、次のアからオまでに掲げる部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

ア エレベーターの昇降路

イ 水平断面積2平方メートル未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）

ウ 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所

エ 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室

オ 金庫室、便所、浴室等

- (2) 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属誘拐設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

- (3) 政令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓を防火対象物のロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分に設置する場合で、可燃物の集積量が少なく、かつ、当該部分にホースを直線的に延長し有効に放水できるものにあつては、同号イ(1)又はロ(1)に規定する水平距離をそれぞれ20メートル以下又は30メートル以下とすることができるものとする。

8の2 パッケージ型消火設備に対する特例

政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、パッケージ型消火設備を次の(1)から(3)のいずれかに該当する場所に設置するときは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）第3の規定にかかわらず、地階又は無窓階にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

- (1) 壁面については、「消防用設備編 泡消火設備10(3)ア及びイ」に該当するもの

- (2) 次のア及びイに掲げる場所

ア 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。

イ 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができ

る等、避難経路が明確であること。

- (3) 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下である場所。

9 スプリンクラー設備に対する特例

- (1) 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、8・(1)・アからオまでに掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。
- (2) 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険のおそれのある部分については、補助散水栓を設置しないことができるものとする。
- (3) 政令第12条第2項第2号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

ア 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次の(ア)から(ウ)に該当するもの。

(ア) 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であること

(イ) 当該部分において火気の使用がないこと

(ウ) 当該部分に多量の可燃物が存しないこと

- (4) ラック式倉庫にスプリンクラー設備を「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成10年消防長通知消防予第19号）により設置したときは、スプリンクラー設備の一部又は全部を設置しないことができるものとする。

- (5) 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、次のアからエまでのすべてに該当するものについては、一般住宅の用途に供される部分に限りスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

ア 主要構造部が、準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）であること。

イ 防火対象物全体に消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されており、一般住宅の用途に供される部分の居室には規則第23条第4項第1号二に掲げる場所を除き、煙感知

器が設置されていること。

ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

エ 一般住宅の用途に供される部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に一般住宅の用途に供される部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、一般住宅の用途に供される部分と非住宅部分が同一階に存する場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでない。

(6) 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次のアからウまでのすべてに該当するものは、政令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

ア 床面積が1㎡以下であること。

イ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

ウ スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次の(ア)から(ウ)までのいずれかにより設けられていること。

(ア) 押入れ等の各部分までの水平距離が政令第12条第2項第2号イの表に定める距離となる位置に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。

(イ) 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6m以下となる位置に小区画ヘッドが設けられていること。

(ウ) 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8m以内、かつ、前方3.6m以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

9の2 泡消火設備に対する特例

政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の各号に掲げる部分のうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分については、泡消火設備に代えて、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号）第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備を設けることができるものとする。

(1) 駐車の用に供する部分の床面積の合計が700㎡以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）

- (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のために供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
- (3) 防火対象物の屋上で、駐車のために供する部分の床面積が200㎡以上のもの

10 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分に消防法施行令第12条に定めるスプリンクラー設備を設置した場合は、消防法施行令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

11 自動火災報知設備に対する特例

- (1) 政令第21条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次のアからクまでのいずれかに該当するものについては、政令第21条第2項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。

ア 恒温室、冷蔵庫、冷凍庫等で当該場所における温度状況を常時有効に監視できる自動温度表示装置（非常電源を付置したものの又は専用回路としたもので、全面3mの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を防災センター等常時人のいる場所に設けてあるもの

イ 押入れ等で、床面積1㎡以下のもの又は床面積3.3㎡以下で次の(ア)若しくは(イ)に該当するもの

(ア) その場所でも出火した場合でも延焼のおそれのない構造であること。

(イ) その上部の天井裏に感知器を設けてあること。

ウ 準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分

エ 耐火構造の壁で造られ、その開口部に防火戸又はこれらと同等以上のものを設けてあるパイプシャフト等で次に掲げるもの

(ア) 水平断面積1㎡以下のもの

(イ) 各階で床打ちされており、床面積2㎡以下のもの

オ 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鑄造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分

カ 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所

キ 便所、浴室等

ク 金属を著しく腐食するおそれのある場所

- (2) 政令第21条第1項第2号から第4号までの規定により自動火災報知設備を設置する場合、次のアからウまでのいずれかに該当するものは、一般住宅に供される部分に限り感知器を設置しないことができるものとする。
- ア 政令第21条第1項第2号に規定する防火対象物で、一般住宅の用途に供される部分（廊下、階段等の共用部分を除く。以下同じ。）を除いた面積が200㎡未満の防火対象物
- イ 政令第21条第1項第3号に規定する防火対象物（政令別表第1(16)項イに該当するものにあつては、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が300㎡未満の防火対象物
- ウ 政令第21条第1項第4号に規定する防火対象物（政令別表第1(5)項ロに該当するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が500㎡未満の防火対象物
- (3) 次のアからウまでのすべてに該当するものは、政令第21条第1項第3号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。
- ア 平屋を除き主要構造部は、木造（準耐火構造を除く。）以外の構造であること。
- イ 延べ面積は、500㎡未満であること。
- ウ 政令第21条第1項第3号イ又はロに規定する用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次の条件のすべてに適合すること。
- (ア) 特定用途に供される部分の存する階は避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）又はその直上階（特定用途として取扱われても不特定多数の者の出入りがない倉庫、更衣室等に限り。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。
- (イ) 避難階における特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
- (ウ) すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- (4) 避難階以外の階（1階及び2階を除くものとし、規則第4条の2の2で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。）のすべてが次のいずれかに該当する場合は、政令第21条第1項第7号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。

- ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であり、不特定多数の者の出入りがないもの
- イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であるが、「第1章 通則 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」1・(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分として取扱われているもの
- ウ 一般住宅の用途に供される部分であるが「第1章 通則 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」2・(2)により防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われているもの

12 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合で、次の(1)から(4)までにより設ける場合は、別棟について消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものとして扱うことができるものとする。

- (1) 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置（以下「代替遠隔起動装置」という。）の一は防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作できる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることとすることができる。
- (2) 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- (3) 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
- (4) 別棟は、規則第25条第3項第4号の規定に適合するものであること。

13 放送設備に対する特例

政令第24条第2項、第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室において、次に該当するものについては、政令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

- (1) 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
- (2) 当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピー

カーまでの水平距離が10m以下であること。

14 誘導灯及び誘導標識に対する特例

- (1) 規則第28条の3の規定にかかわらず、次のアからエまでのいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - ア 防火対象物（地上1階又は2階のものに限る。）の避難階で当該防火対象物の窓から容易に避難できる避難口
 - イ 屋内から直接地上に通ずる出入口の附室の屋外に面する出入口のうち、当該附室から容易に外部を見とおし、かつ、識別することができる主要な避難口
 - ウ 政令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物及び政令別表第1（16）項イの防火対象物で（5）項口に掲げる用途に供される階のうち、次の（ア）及び（イ）に掲げる主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。
 - （ア） 階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口
 - （イ） 居室内から直接主要な避難口となる出入口
 - エ 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見通し、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10m未満に存する避難口
- (2) 規則第28条の3の規定にかかわらず次のアからウまでのいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。
 - ア 自然採光が避難上十分な開放式の廊下等及び階段
 - イ 避難階にある廊下等の各部分から屋外を容易に見とおすことができ、かつ、容易に避難することができる開口部を有する廊下等
 - ウ 政令別表第1（6）項ニの防火対象物のうち、幼稚園（実態上幼稚園に準ずるものを含む。以下同じ。）又は幼稚園と政令別表第1（7）項に掲げる用途が複合する場合で、日の出から日没までの間のみ使用するもので採光が避難上十分である廊下等
- (3) 規則第28条の3第4項第2号の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯することができるものとする。
 - ア 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所に次の（ア）から（ウ）により誘導灯を設置する場合
 - （ア） 誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、1階（避難階）共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器（設置場所については、玄関ホール又は

事務所内等の防火管理を適切に行うことができる場所) のすべてを開
(OFF) とした場合に、消灯すること。

(イ) 誘導灯の点灯方法は、前(ア)の点滅器のいずれかを閉(ON) とし
た場合に、点灯すること。

(ウ) 誘導灯の電気回路は、別添配線系統図に準じて行うこと。

イ 展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求さ
れ、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されてい
る場合。

(4) 誘導標識は、規則第28条の3第5項の規定にかかわらず、防火対象物
の居室内及び居室からの避難口又は誘導灯の有効範囲及び避難階で、次の
ア及びイに該当するものについては、設置を要しないものとする。

ア 屋内から容易に外部を見とおすことができる。

イ 避難口が容易に識別することができる。

15 連結散水設備に対する特例

(1) 政令第28条の2の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要
とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」
(平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)に規定す
る特定共同住宅等で、次のア及びイに該当するものについては、連結散水
設備を設置しないことができるものとする。

ア 40号省令第2条第9号に定める開放型特定共同住宅等(以下「開放
型特定共同住宅等」という。))又は同条第10号に定める二方向避難・
開放型特定共同住宅等(以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」と
いう。)であること。

イ 40号省令第2条第2号に定める住戸等のうち、同条第6号に定める
開放型廊下(以下「開放型廊下」という。)又は同条第7号に定める開
放型階段(以下「開放型階段」という。)に主たる出入口が面する住
戸、共用室及び管理人室(以下「開放型廊下等に面する住戸等」とい
う。)、開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が
700㎡未満であること。

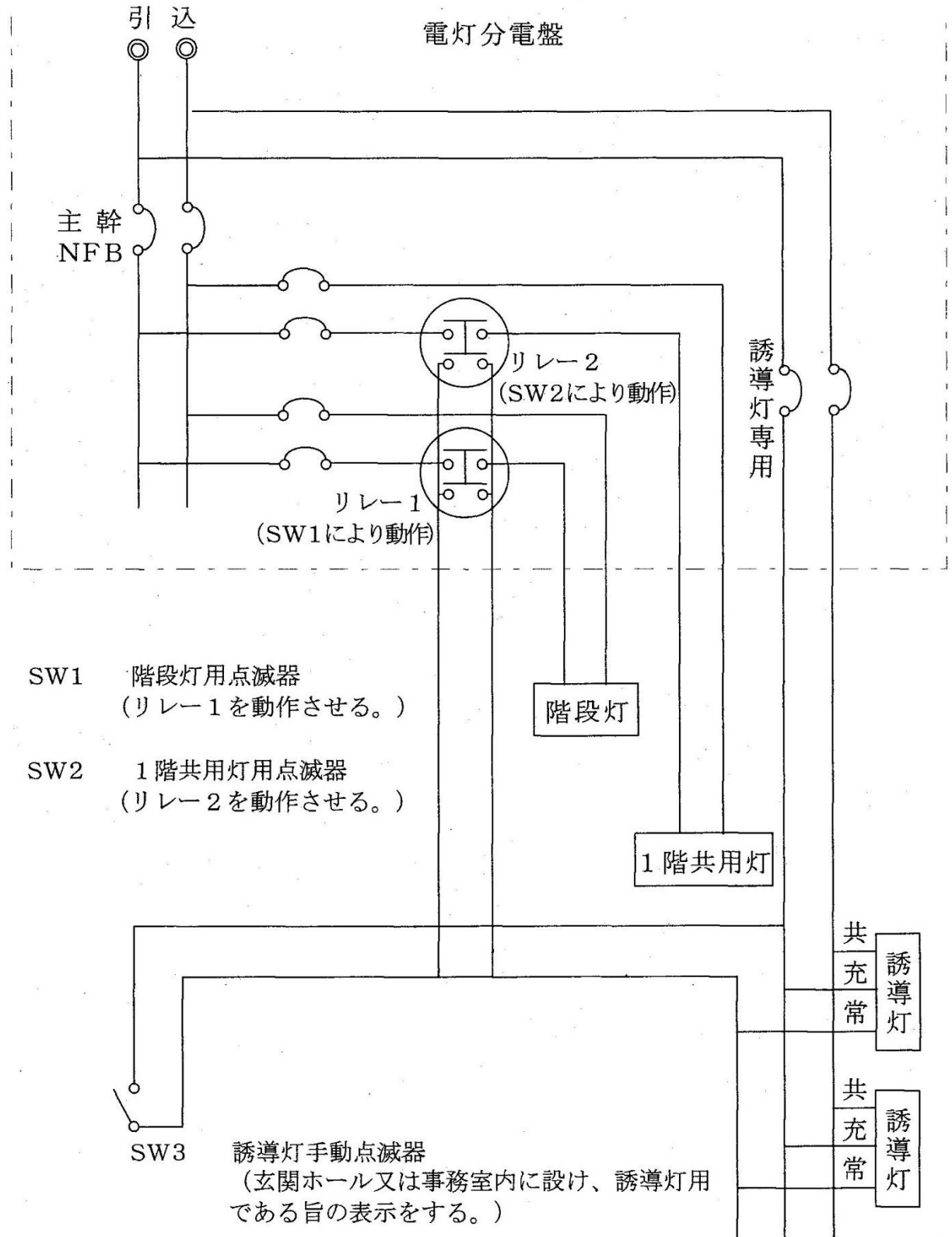
(2) 政令第28条の2の規定により連結散水設備を設置する場合において、
開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開
放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分について
は、規則第30条の2の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないこと
ができるものとする。

16 非常電源に対する特例

- (1) 非常動力装置を次のアからキまでにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替えとして認めて差し支えないものとする。
- ア 床面積の合計が2,000㎡以下の防火対象物であること。
 - イ 非常動力装置は、規則第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
 - ウ 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
 - エ 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
 - オ 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明装置を設けた室に設けること。
 - カ 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。
 - キ 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。
- (2) 非常コンセント設備の非常電源を非常電源専用受電設備とする場合、当該非常電源に他の消防用設備等がない場合にあつては、次のアからウまでにより非常コンセント回路を設けることにより、規則第12条第1項第4号に規定する非常電源とすることができる。
- ア 高圧受電設備又は配電盤等に非常コンセント設備専用の配線用遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配線用遮断器には容易に遮断できない措置をすること。
 - イ 高圧受電設備又は配電盤等及び一次配線側（引込みから高圧受電設備又は配電盤等の配線）は10階未満の階に設けること。
 - ウ アの配線用遮断器から非常コンセントまでの配線は規則第12条第1項第4号ホに定める措置を講じること。

別添

誘導灯配線系統図



17 特例基準の適用について

この特例基準及び他の通知等に定めのない事項について特例を適用する場合は、消防長及び予防課長と十分に協議を行うこと。